

地域の実情に応じた子育て支援策の展開に向けた指定都市市長会提言（案）

家庭の形態やライフスタイルの多様化に伴い、子育て家庭の状況やライフステージに応じた切れ目のない子育て支援策が必要となっている。しかし、国の子育て支援策は、国が定めた制度やスキーム・基準等に基づき、基本的に全国一律で展開しているため、地域ごとに異なる実情やニーズにきめ細かく対応できておらず、利用者が求める支援策との間に乖離が生じ、必ずしも子育て家庭の満足度の向上に繋がっていない面があると言わざるを得ない。

各自治体では、その乖離を埋めるため、それぞれ創意・工夫しながら、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援策に取り組んでいる。しかし、本年10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、保育需要が更に増加する可能性もあり、今後、受入枠や保育人材の確保等に係る財政負担の増大が懸念される中で、各自治体が将来にわたり単独で子育て支援策の財源を確保するには限界がある。

今後、各自治体が利用者本位で満足度の高いきめ細かな子育て支援策を持続的に展開していくためには、国が定めた支援策を全国一律に実施するというこれまでの方式を見直し、特区制度のように、既存の国の施策の枠組みを利用しつつも、各自治体の創意と工夫により、地域の多様なニーズに応じた柔軟な運用ができる新たな仕組みを構築することが必要である。また、この仕組みの構築に当たっては、税収の地方への配分の見直しを含め、国から措置される財源を各自治体が柔軟に活用できる新たな仕組みも構築する必要がある。

ついては、特に大都市において子育てニーズの多様化や待機児童の問題が顕著となっていることを踏まえ、まずは、指定都市において、柔軟な子育て支援策の展開を可能とするため、次のとおり提言する。

1 国の支援策の組み替えを可能とする仕組みの導入

国が展開している様々な子育て支援策を、指定都市の裁量で、地域の実情に応じた支援策に組み替えて展開できる仕組みを導入すること。

2 国の財源の組み替えを可能とする仕組みの導入

指定都市が実施する地域の実情に応じた子育て支援策を持続可能なものとするための基盤として、指定都市の裁量で、国の財源を組み替えて活用できる仕組みを導入すること。

令和元年5月 日
指定都市市長会

地域の実情に応じた子育て支援策の展開のための新たな仕組みの参考例

1 国の支援策の組み替えを可能とする仕組み

例えば、以下のように支援策を選択して実施できる仕組みが考えられる。

(1) 児童手当の支給と子育て支援サービスの提供を選択できる仕組み

指定都市が地域の実情に応じて、児童手当の支給（現金給付）と子育て支援サービスの提供（現物給付）のどちらを優先的に実施するか選択できる仕組み。なお、市民が現物給付を選択した場合には、市民が様々な子育て支援メニューから希望する施策を選択して利用できるよう、指定都市がバウチャー券のようなものを発行してサービス提供できる仕組みを併せて導入することも可とする。

【財源】 財源負担者を考慮した上で、児童手当の財源の一部又は全部を活用

(2) 幼児教育の無償化拡大と待機児童対策の実施を選択できる仕組み

今後、0～2歳児に係る幼児教育の無償化の対象者拡大が図られる場合に、指定都市が地域の実情に応じて、無償化と待機児童対策（主として保育人材確保対策）のどちらを優先的に実施するかを、議会の承認を得るなどの一定の手続きの下、選択できる仕組み。

【財源】 無償化の拡大に充てることとされる財源を活用

2 国の財源の組み替えを可能とする仕組み

例えば、以下のように類似の支援策の財源を弾力的に運用できる仕組みが考えられる。

(1) 国の財源を活用して地方独自の保育人材確保策を実施できる仕組み

指定都市が地域の実情に応じて独自に実施する保育人材確保策が、国の保育人材確保策と同等以上の効果があると判断できる場合は、国の確保策に係る財源を指定都市独自の確保策の財源として活用できる仕組み。

【財源】 国の保育人材確保関連事業の財源を活用

(2) 地域子ども・子育て支援事業等を効率的にきめ細かく実施できる仕組み

地域の人材や遊休施設を活用し、同一の場所（拠点）において、利用者支援に関する事業（子育て相談等）や地域子育て支援拠点事業（オープンスペース）、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）などの様々な地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施できるとともに、地域の実情に応じて指定都市独自のきめ細かい子育て支援サービスを提供できる仕組み。

【財源】 各事業に措置される国の財源を統合運用し、それにより圧縮できた補助対象経費等相当分を、当該拠点における独自の子育て支援サービスの展開に係る経費に活用